

# 運 営 規 程

## 介護医療院 大橋整形外科病院

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団永寿会が開設する介護医療院 大橋整形外科病院（以下「施設」という）が提供する介護医療院サービス及び短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が長期にわたる療養を必要とする要介護者（以下「入所者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行い、その要介護者が有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 一 入所者等の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場にたってサービスの提供に努める。
- 二 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称：介護医療院 大橋整形外科病院
- 二 所在地：岐阜市栄新町2丁目50番地

### (入所者等の定員)

第4条 入所者等の定員は、53名 とする。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者：1名（大橋整形外科病院院長）  
管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための指示命令その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師：1名以上（法第111条第2項に規定される員数）  
医師は、入院患者の状況を把握し医学的な診療に基づき、必要な投薬、検査、処置等を行う。
- 三 薬剤師：1名（法第111条第2項に規定される員数）  
薬剤師は医師の指示に基づき調剤を行う。
- 四 看護職員：9名以上（法第111条第2項に規定される員数）  
看護職員は、医学的管理のもと入院患者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護、介護を行う。
- 五 介護職員：9名以上（法第111条第2項に規定される員数）  
介護職員は、介護及び医学管理下における日常生活上の世話などを行う。
- 六 理学療法士：1名以上（法第111条第2項に規定される員数）  
理学療法士は、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるためリハビリ計画に基づき必要なりハビリを行います。

七 介護支援専門員：1名以上（法第111条第2項に規定される員数）

介護支援専門員は、入院患者の心身の状況、置かれている状況等を考慮し自立した日常生活を営むことができるよう、サービス目標、その達成時期、サービスの内容等を記載した施設サービス計画を作成するとともに施設サービス計画に基づくサービスの実施状況を把握し、必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。

八 管理栄養士：1名（法第111条第2項に規定される員数）

（指定介護サービス等の内容）

第5条 指定介護療養施設サービス等の内容は次のとおりとする。

- 一 療養上の管理
- 二 看護
- 三 機能訓練その他必要な医療
- 四 日常生活上の世話

（利用料その他の費用）

第6条 指定介護医療院サービス等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護療養サービス等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各入所者等の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- 一 食費 1日当たり 1,600円（ただし、介護保険法第51条の2第1項及び第61条の2第1項に定める特定入所者（次号において「特定入所者」という。）については、第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に定める食費の負担限度額）
- 二 居住費（滞在費）
  - イ 多床室 1日当たり 500円
  - ロ 従来型個室 1日当たり 1,640円
  - ハ 特別な室料 1日当たり 2,000円ただし、イ及びロともに、特定入所者については、介護保険法第51条の2第2項第2号及び第61条の2第2項第2号に定める居住費の負担限度額とする。
- 三 病衣 1日当たり 74円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入院患者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

（入所者が留意すべき事項）

第7条 職員は、事前に入所者に対して、次の点に留意していただくよう指示を行う。

- 一 入所生活の規則は当施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- 二 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

」

(非常災害対策)

第8条 非常災害対策は次のとおりとする。

- 一 非常災害対策責任者には、防火管理者を充てる。
- 二 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、実施する。
- 三 避難・救出訓練は計画に基づき少なくとも年2回実施する。

(虐待防止のための措置)

第9条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する  
(緊急やむを得ない場合に身体拘束等行う際の手続きについて)

第10条 当該入所者等と又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続きについて次のとおりとする。

- 一 身体拘束廃止委員会を開催し、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合に手続きに移る。
- 二 利用者、家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて詳細な説明をおこなうと共に署名捺印を求める。
- 三 様態、時間、心身の状況等を記録する。
- 四 拘束解除を目標に継続的にカンファレンスを行い検討する。  
(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第11条 利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を次のとおりとする

- 一 利用者等からの相談又は苦情等に対応する窓口、担当者の設置  
相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置く。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。苦情の受付は口頭でも行うが「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。
- 二 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
  - ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。
  - ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
  - ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする(利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等)。
  - ④ 苦情処理について等台帳に記録、保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

(感染症又は食中毒に関する対策)

第12条 感染症又は食中毒に関する対策は次のとおりとする。

- 一 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- 二 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに月1回委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- 三 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 その他別に厚生大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対策)

第13条 事故発生の防止及び発生時の対策は次のとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応及び報告の方法等、事故発生の防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
- 三 事故発生の防止のための委員会を設置するとともに従事者に対する研修を定期的に行う。

(記録の整備)

第14条 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備すると共に岐阜市条例第41条第2項第1号から第6号に定められた記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 施設において褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
  - 5 協力歯科医療機関を定めるように努めるものとする。
  - 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団永寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から1部改正し施行する。

この規程は、令和7年4月1日から1部改正し施行する。